

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茂原市長 市原 淳

市町村名 (市町村コード)	茂原市 (122106)
地域名 (地域内農業集落名)	中善寺地区 (中善寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月25日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現役世代の都心部への人口流出や農業者の高齢化が進み、地域に担い手となる後継者がいない。また、設備投資に係る費用が昨今の物価高騰の影響もあり、次に機械の更新をすることが困難な状況であるため、機械の故障や耐用年数の経過を契機にさらなる離農者の増加が予見される。そのため、地区外からの耕作者の受け入れや参入した農業者が耕作しやすい圃場の整備をしつつ、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の大部分が水田のため、今後も水稻の生産を行っていく。小・中規模で営農する農業者が多くいるので、今後、認定農業者になっていただくよう進めていく。また、遊休農地の解消も見据えて、将来的には大規模に生産活動を行う農業者や農業法人等の企業参入を推進し担い手の確保をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して新規集約面積の拡大を進めると共に、担い手への集積を進めていく。今後も地域内で協議し、集積・集約を目指していく。農地利用は、認定農業者及び規模拡大を希望する農業者が担うほか、入作を希望する農業者・新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。農地バンクの機能を活用し、新たに受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて農業者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農の促進について、将来的に地区の中心となる担い手の育成・確保に向け、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

農協等が機械や施設等を積極的に活用、委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置状況)や捕獲体制の構築等に取り組む。